

最高裁秘書第3093号

令和2年12月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

11月16日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

ハタラク時報（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第3196号

令和2年12月24日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

ハタラク時報（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和2年11月18日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）諮詢第30号

(2) 謝問日

令和2年12月17日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3197号

令和2年12月24日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情）諮問第30号

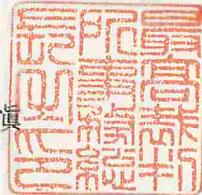
（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年12月17日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「ハタラク時報V。1. 11」（以下「本件対象文書」という。）の不開示部分は、公務員である裁判所職員の職務の遂行に係る情報である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

ハタラク時報（最新版）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、11月16日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件対象文書のうち、フレックスタイムを利用した裁判所職員の氏名、体験談、感想等が記載されている部分は、一体として行政機関情報公開法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

そして、同部分は、原判断において不開示とした部分を含め、裁判所職員が国の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報とは言えず、職務の遂行に係る情報ではないので、同号ただし書ハに相当しない。

なお、上記職員に係る情報のうち、個人を識別することができる同人の氏名

の記述等を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないといえる部分は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第3の2による部分開示をしたものである。

(2) よって、原判断は相当である。